

令和 8 年第 9 回可児市農業委員会総会議事録

開 催 日 時	令和 8 年 8 月 4 日（火）午後 2 時 00 分から午後 2 時 55 分
開 催 場 所	庁舎 5 階全員協議会室
農 業 委 員	菱川 幸夫、大澤 宏保、江口 利広、佐橋 和弘、山本 寛、山口 伸行、 土田 誠、渡邊 武、奥村 武司、古山 智敏、加藤 俊正、玉田 好二、 金子 靖司
農地利用最適 化推進委員	大平 初男、村瀬 則男、渡邊 年勝、玉野 久光、可児 建二、鈴木 好則、 落合 宏明、酒向 崇好、奥村 保彦
欠 席 委 員	福江 由紀子
事 務 局	局長 荻曾 英勝、課長 大津 誠、係長 山口 嘉之、会計年度任用職員 前田 晃
議 案	第 35 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対す る許可について 第 36 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第 37 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許 可申請に対する意見について
議 長	皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 令和 8 年第 9 回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に 大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席は、14 番、福江由紀子委員から、欠席届が提出されておりますの で、13 名で定足数に達しております。 また、推進委員の出席は、9 名です。 これより令和 8 年第 9 回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。 本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。
委 員	【異議なしの声多数】
議 長	それでは、4 番佐橋和弘委員、5 番山本寛委員の両名を指名します。
議 長	続きまして、日程第 2、議案第 35 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設 定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。 それでは、事務局に説明を求めます。
事 務 局	日程第 2、議案第 35 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権 移転申請について説明します。 今月の申請は、売買による所有権移転 4 件、贈与による所有権移転 3 件の合計 7 件です。 受付番号 1 番は、下恵土の方と下恵土の方との間における売買による所有権移転です。

下恵土地内において、譲受人は、申請地を取得して、営農規模の拡大を図るとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

本案件について、西側に隣接する農地が、5条の受付番号3番で同時申請されています。受付番号2番は、菅刈の方と坂祝町の方との間における売買による所有権移転です。

菅刈地内において、譲受人は、自宅建築予定地に隣接する申請地を取得して、新規就農することです。

詳細については、資料のとおりです。

譲受人は、今年5月に隣接地に一般個人住宅を建築するとして、5条申請の許可を受けしており、今回、新築する自宅に接続する農地を購入し、新規就農するものです。

受付番号3番は、犬山市の方と西帷子の方との間における売買による所有権移転です。

菅刈地内において、譲受人は、申請地を取得して、営農規模の拡大を図るとのことです。詳細については、資料のとおりです。

受付番号4番は、塩の方と塩の方との間における贈与による所有権移転です。

塩地内において、譲受人は、自宅に隣接する申請地を取得して、新規就農することです。

詳細については、資料のとおりです。

本案件は、親族間での贈与となります。

受付番号5番は、坂戸の方と坂戸の方との間における贈与による所有権移転です。

坂戸地内において、譲受人は、申請地を取得して、新規就農することです。

詳細については、資料のとおりです。

本案件は、親子間での贈与となります。

受付番号6番は、名古屋市千種区の方と谷迫間の方との間における売買による所有権移転です。

谷迫間地内において、譲受人は、自宅に近接する申請地を取得して、営農規模の拡大を図るとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

受付番号7番は、今渡の方と大森の方との間における贈与による所有権移転です。

大森地内において、譲受人は申請地を取得して、営農規模の拡大を図るとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

本案件は、親子間での贈与となります。

以上の案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動、設定は妥当と考えます。

議長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

江口委員

受付番号1番、下恵土お願いします。

農業委員3番の江口から現地確認の報告をします。

受付番号1番は、下恵土船岡、禅台寺の南にある農地です。申請地の西側に共同住宅がありますが、農地の一部、西側部分をこの後5条で審議いただく案件として共同住宅の駐車場に整備されますが、東側については、急傾斜地で駐車場として利用できないため、現

		状のまま農地として取得され、今後も農地として耕作される計画であり、問題ないと思います。
議 山 本 委 員	長	受付番号 2 番、3 番、菅刈をお願いします。 農業委員 5 番の山本から現地確認の報告をします。 受付番号 2 番は、菅刈地内、帷子地区センター北東に位置する農地です。第 5 回総会において 5 条案件として審議し、許可した、一般個人住宅の奥にある農地です。住宅建築後居住してから農地として耕作される計画であり、問題ないと思います。 受付番号 3 番は、菅刈地内の農地で、譲渡人が高齢となり耕作管理できていないため、譲受人が取得し、耕作される計画で、今後も農地として耕作管理する計画書が提出されており、問題ないと思います。
議 山 口 委 員	長	受付番号 4 番、塩をお願いします。 農業委員 6 番の山口から現地確認の報告をします。 受付番号 4 番は、塩の県道御嵩犬山線交差点北にある農地です。譲受人の自宅に隣接する農地で、以前より譲受人の父が耕作しており、譲渡人も高齢となり、今後のことも考え、親族間で無償譲渡として話がまとまり申請された案件です。現在も畑として耕作されており、問題ないと思います。
議 山 口 委 員	長	受付番号 5 番、坂戸をお願いします。 農業委員 6 番の山口から現地確認の報告をします。 受付番号 5 番は、坂戸地内の農地で、8 筆、面積が 2,151 ㎡を親から息子へ譲渡するための申請案件です。申請農地には、野菜や果樹が植えてあり、現状農地として管理されておりますので、問題ないと思います。
議 渡 邊 (武) 委 員	長	受付番号 6 番、谷迫間をお願いします。 農業委員 8 番の渡邊から現地確認の報告をします。 受付番号 6 番は、谷迫間地内の農地です。譲渡人は高齢となり、現在は市外に居住しておられ、農地の管理ができない状況にあります。このため、申請地の近くに住む親族に譲り、農地として耕作、管理してもらうため申請された案件です。今後も畑として、野菜等の作付けをして耕作される計画ですから、問題ないと思います。
議 古 山 委 員	長	受付番号 7 番、大森をお願いします。 農業委員 10 番の古山から現地確認の報告をします。 受付番号 7 番は、大森地内、JA カントリーエレベーターの西にある農地です。譲渡人は相続により取得しましたが、高齢となり申請地の管理が充分にできない状況のため、申請地の近く大森に居住する子供に贈与するための申請案件です。譲渡人と譲受人は親子です。申請農地は、現在も畑として夏野菜が作付けされており、今後も畑として耕作される計画であり、問題ないと思います。
議 委 員 議 長	長	只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。 【意見・質問なし】 ご意見もないようですのでお諮りいたします。 議案第 35 号は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員	【異議なしの声多数】
議長	異議ないものと認め、議案第 35 号は、原案のとおり許可することに決しました。
議長	続きまして、日程第 3、議案第 36 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。
事務局	それでは、事務局に説明を求めます。 日程第 3、議案第 36 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について説明します。 今月の申請は、2 件です。 受付番号 1 番は、春日井市の方が農地転用の許可を求めるもので、下切地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅の倉庫敷地にするとのことです。 立地基準判定は、第 3 種農地となります。 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。 周辺農地への被害防除策は、隣接地に農地はありません。 本案件は、平成 12 年頃より、農地法の許可を得ず、倉庫敷地として使用していたため、始末書が提出されています。 受付番号 2 番は、中恵土の方が農地転用の許可を求めるもので、中恵土地内で、隣接地を一体利用して、貸事務所の駐車場敷地にするとのことです。 立地基準判定は、第 2 種農地となります。 隣接地を一体利用して事業を行うものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。 周辺農地への被害防除策は、隣接地に農地はありません。 本案件は、令和 7 年 10 月頃から、農地法の許可を得ず、造成を開始し、駐車場敷地として使用していたため始末書が提出されています。 なお、農地利用最適化推進委員が農地パトロール中に発見した案件です。 以上の案件は、周辺への影響には十分注意を払うとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。
議長	只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。 受付番号 1 番、下切お願いします。
渡邊（武）委員	農業委員 8 番の渡邊から現地確認の報告をします。 受付番号 1 番は、下切、河原地区にある農地を平成 12 年頃から倉庫敷地として使用していたため、始末書が提出されている案件です。申請人は、既に市外に居住されており、今回、住宅部分と共に売買されることとなり、申請地の登記地目が農地であることが判明したため申請された案件です。現状は、既に倉庫が建っており、そのまま利用されます。周囲には農地もなく、転用されても問題ないと思います。
議長	受付番号 2 番、中恵土お願いします。
奥村（保）委員	推進委員 9 番の奥村から現地確認の報告をします。 受付番号 2 番は、中恵土地内、子守神社東、県道御嵩犬山線から北に少し入った所にあ

		る農地です。昨年 10 月に工事が始まり、駐車場に整備が進んでいたため、前推進委員から情報提供があり、事務局から指導した案件で、始末者が提出されています。隣接地の貸事務所の駐車場が不足していたため、駐車場として整備し、貸事務所の利用者が、駐車場として利用されます。周囲には農地はありません。駐車場としての利用のため雨水は自然浸透となります。現状は既に駐車場として整備され、使用されておりますので、転用されても問題ないと思います。
議	長	只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
大 澤 委 員		農業委員 2 番の大澤から受付番号 1 番、2 番の案件について、両案件共に始末書が提出された追認案件となっています。以前は、登記地目が農地であるかの判定が農業委員や推進委員ではできない状態であったが、タブレットが導入され、地目を委員自身で確認できる現状です。受付番号 2 番の案件は、委員が発見し、事務局から指導した案件となりました。9 月には、農地の利用状況確認として、農地パトロールを実施するので、違反案件を発見した場合は、事務局へ連絡し、転用申請をさせ、是正案件として追認処理し、違反案件を少しでもなくす対応をお願いします。
議	長	他に何かご意見、ご質問はございませんか。
議	長	私から、受付番号 1 番、2 番共に、始末書が提出された、違反案件となりますが、違反案件について、罰則等がありますか。
事 務 局		農地法の許可を得ないで農地を農地以外に使用している場合が、違反案件となり、審議案件の中に多々あり、始末書が提出され、是正案件として追認許可している状況です。 始末書には、農地法に関する認識不足で、許可が必要であることを知らなかった、今後は法令を厳守し、二度と起こさないよう注意します。などが記載されています。本来ならば、農地に復元させ、申請、許可後に着手させることとなりますが、現状では行っていません。また、悪質な違反転用については、告発し、罰金を科せる事も出来ます。これらの判断には、岐阜県の事務要綱などを参考に判断しています。 今後、違反転用されている案件等が発見された場合は、早めに事務局に連絡をいただき、事業を中断させ、手続きの指導を行い、許可を得るよう対応しますので、パトロール等を実施し、早期発見にご協力をお願いします。
奥村(保)委員		固定資産税の課税はどうなるのか。
事 務 局		課税については、税務課が、現況課税をしているため、登記地目が農地、畑であっても、現況が駐車場や宅地となっていれば、雑種地や宅地として課税されます。 転用案件や税務課の課税状況など、定期的に農業委員会事務局と税務課が連絡、連携をして事務を進めています。
議	長	他に何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員		【意見・質問なし】
議	長	ご意見もないようですのでお諮りいたします。 議案第 36 号について、原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。
委 員		【異議なしの声多数】

議 長	異議ないものと認め、議案第 36 号は、原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。
議 長	続きまして、日程第 4、議案第 37 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。 なお、受付番号 1 番の案件は、書類不備のため審議先送りとなっております。 それでは、事務局に説明を求めます。
事 務 局	日程第 4、議案第 37 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請について説明します。 申請の内訳は、売買による所有権移転 6 件、贈与による所有権移転 1 件、賃借権の設定 2 件の合計 9 件です。 受付番号 1 番は、書類不備のため審議先送りです。 受付番号 2 番は、広見の方と犬山市の方が、贈与による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。 転用事業者は、下恵土地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。 立地基準判定は、第 3 種農地となります。 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。 周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。 本案件は、7 月の総会において、使用貸借権の設定による農地転用許可を受けていましたが、贈与をすることになり、改めて転用許可を申請するものです。 受付番号 3 番は、下恵土の方と下恵土の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。 転用事業者は、下恵土地内で、隣接地を一体利用して、共同住宅の駐車場を整備するとのことです。 立地基準判定は、第 3 種農地となります。 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。 周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及び擁壁を設置するとのことです。 本案件について、先ほど説明しましたとおり、東側に隣接する農地が、3 条の受付番号 1 番で同時申請されています。 受付番号 4 番は、土田の方と愛知県犬山市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。 転用事業者は、土田地内で、隣接地を一体利用して、貸資材置場、貸駐車場敷地にするとのことです。 立地基準判定は、第 3 種農地となります。 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。 周辺農地等への被害防除策は、隣接農地所有者から対策不要との同意を得ているとのことです。 なお、本案件は、平成 20 年頃より、農地法の許可を得ず、貸駐車場、資材置場として使用していたため、始末書が提出されています。5 条の受付番号 5 番と同時申請となります。

受付番号5番は、愛知県犬山市の方と愛知県犬山市の法人が、賃借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、隣接地を一体利用して、貸資材置場、貸駐車場敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接農地所有者から対策不要との同意を得ているとのことです。

なお、本案件は、平成20年頃より、農地法の許可を得ず、貸駐車場、資材置場として使用していたため、始末書が提出されています。

受付番号6番は、坂戸の方と美濃加茂市の法人が、賃借権の設定で、一時転用許可を求めるものです。

転用事業者は、塩地内において、申請地に支柱を立てて、上部では太陽光発電設備を設置し、下部農地ではギボウシの栽培により営農をするとのことです。太陽光パネルの下部部分を農地として利用することから、令和5年に農地法第3条に基づく20年間の地上権の設定の許可を受けています。

今回、太陽光パネルの支柱を建てることに対して、5条で一時転用の許可を求めるものです。

立地基準判定は、農振農用地ですが、農振除外はせず、営農型太陽光発電設備に伴う一時的な支柱設置の利用であるとして、一時転用が認められるものです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、造成や建築工事等は行わず、現状と変更なしとのことです。

なお、本案件は、平成26年に最初の一時転用許可を受け、その後3年毎に5条の一時転用の更新を行っており、今回は当初より12年経過による4回目の更新です。

受付番号7番は、広見の方と多治見市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、羽崎地内で、隣接地を一体利用して、就労支援施設を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

本案件は、開発協議が必要な案件となり、都市計画法による協議が進められています。

また、令和7年4月28日に農振除外されています。

受付番号8番は、瀬田の方と名古屋市南区の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、瀬田地内で、隣接地を一体利用して、流通業の駐車場敷地を整備するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

隣接する既存施設敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号9番は、御嵩町の方と桂ヶ丘の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、瀬田地内で、不動産の事務所を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

本案件は、令和8年2月3日に農振除外されています。

受付番号10番は、瀬田の方外3名と川合の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、瀬田地内で、建築条件付で10区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

本案件は、開発協議が必要な案件となり、都市計画法による協議が進められています。

令和8年2月3日に農振除外されています。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号2番、3番、下恵土お願いします。

江口委員

農業委員3番の江口が受付番号2番と3番の案件について報告します。

受付番号2番は、下恵土に在ります、ふれあいの里可児の西にある農地で、祖父から孫に贈与し、孫夫婦が一般個人住宅を建築するための転用申請です。上下水道とも整備されております。雨水は、道路側溝への排水、周囲への被害防除策としてコンクリートブロックを設置されます。以上のことから、転用されても、問題ないと思います。

受付番号3番は、下恵土船岡地内、禅台寺の南にある農地です。先ほど3条、受付番号1番で審議いただいた場所と同じ場所です。申請地の西側隣接地に建築されている共同住宅の駐車場として整備するための転用申請です。入居者の駐車場が不足していることから、駐車場に整備されます。周囲への被害防除策としてコンクリートブロックを設置されます。上下水道の利用はなく、雨水は、申請地内に側溝を設け、既設のアパート側溝を經由して道路側溝へ排水されます。以上のことから、転用されても、問題ないと思います。

議長

受付番号4番、5番、土田お願いします。

佐橋委員

農業委員4番の佐橋が受付番号4番、5番の案件について報告します。

受付番号4番と5番は、隣接地で転用事業者が同じ法人となりますので、併せて報告いたします。土地内、国道41号線、土田横町の交差点から西に入った、木曽川に近い場所

議長
山口委員

にある農地です。既に平成 20 年頃から隣接の事業者が資材置場、駐車場として利用しているため、始末書が提出されている案件です。雨水は、資材置場、駐車場として利用のため自然浸透となります。東側に農地がありますが、受付番号 5 番案件の貸人の所有地で承諾されています。現状のままの使用となり、転用されても、問題ないと思います。

受付番号 6 番、塩お願いします。

農業委員 6 番の山口が受付番号 6 番の案件について報告します。

受付番号 6 番は、塩と矢戸の境、運送会社の物流センターが近くにあり、横市川に接した場所にある太陽光発電施設の設置で一時転用が許可されている案件の更新申請です。

事務局から説明がありましたが、12 年が経過するため一時転用を更新する申請です。

太陽光発電施設の下では、ギボウシが育てられていますが、草も生えており、枯れて隙間もあり、十分な管理が出来ている状況とは思えませんが、事務局での書類審査では、更新要件を満たしていると報告を聞いていますので、ギボウシの管理状況について、今後も監視する必要がありますが、許可として、問題ないと思います。

議長
鈴木委員

受付番号 7 番、羽崎お願いします。

推進委員 6 番の鈴木が受付番号 7 番の案件について報告します。

受付番号 7 番は、羽崎地内、JA めぐみの東明支店の東、県道土岐可児線に接する、農地を令和 7 年 4 月に農振除外し、隣接地と一体利用して、就労支援施設として整備するための転用申請です。周囲は県道、中郷川の河川、排水路で囲まれている場所です。開発協議が必要な案件と事務局から聞いていますので、関係課等と協議を進めて、事業を実施されますので、転用されても、問題ないと思います。

議長
玉田委員

受付番号 8 番から 10 番、瀬田お願いします。

農業委員 12 番の玉田が受付番号 8 番から 10 番の案件について報告します。

受付番号 8 番は、瀬田 2 号、特別養護老人ホームの北にある農地を物流事業所が事業拡大により整備して、車両の旋回用地と従業員駐車場として利用するための転用申請です。東に農地がありますが、説明済みで、被害防除策としてコンクリートブロックを設置されます。敷地内は碎石を入れて整備され、雨水は自然浸透となります。以上のことから、転用されても、問題ないと思います。

受付番号 9 番は、瀬田地内で、市役所から東へ行く市道 15 号線沿いの南側にある農地を令和 8 年 2 月に農振除外をして、不動産の事務所を建築するための転用申請です。東と北は市道、南と西に農地、田がありますが、コンクリートブロックを設置して被害防除されます。南側農地へは敷地内に取水用の管を設置して水を確保されます。雨水は北側道路側溝への排水、上下水道とも北側市道に整備されております。北側市道との間に土地改良水路があり占用とコンクリート貼りの指示が土地改良区から出ております。土地改良区の同意もあります。以上のことから、転用されても、問題ないと思います。

受付番号 10 番は、同じく瀬田地内で市道 15 号線沿いの南側、大型自動車販売店の南にある農地を令和 8 年 2 月に農振除外して、建築条件付きで 10 区画に宅地分譲するための転用申請です。申請地の南は既に住宅に転用され、東に農地がありますが被害防除策としてコンクリートブロックを設置されます。雨水は申請地西側の市道側溝に接続され、南の排水路へ排水されます。上下水道とも西側市道に整備されております。土地改良区の同意も

議 長	あり、転用されても、問題ないと思います
大 澤 委 員	只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
事 務 局	受付番号 6 番の営農型太陽光発電施設での転用申請について、営農型太陽光発電施設の制度等について説明してほしい。また、美濃加茂市で同様の営農型太陽光発電施設と思われる施設で、下部で榊が栽培されていた場所が中止か廃止しているが、中止または廃止した場合の取り扱いについて説明してほしい。
議 長	営農型太陽光発電施設について説明します。上部に太陽光パネルを設置して、発電を行い、下部の農地では、作物を育成するのが、営農型太陽光発電施設となります。上部の太陽光パネルの設置については、柱を建ててパネルを設置するため、一時転用許可案件となり、3 年ごとに更新申請が必要となります。下部の農地では、ギボウシや榊が栽培されているケースが多くあります。営農型太陽光発電施設の取り扱いについては、農林水産省から通知が出ておりますので、通知により事務処理しています。
議 長	途中で中止や廃止する場合については、当初申請時に太陽光パネルの撤去費用や農地へ復元する費用等の必要経費が計上されており、転用事業者が一時転用の廃止届等を提出して、施設を撤去し、農地へ復元してもらい、工事の完了届を提出して、終了となります。
議 長	他に何かご意見、ご質問はございませんか。
事 務 局	受付番号 9 番の案件について、南側農地への取水用の管を設置して水を確保するとの報告があつが、設置する位置はどこになるのか。
議 長	管を敷設する位置は、申請地の北側に用水路があるため、既設の取水口から申請地の東端に、北から南へ敷設して、水を確保されます。
事 務 局	管を設置する場合、点検口を設置すると思うが、管理は誰がするのか。
議 長	申請地に管を敷設し、点検口も申請地内にあるため、転用事業者が管理することとなると思います。
議 長	地元農業委員の玉田委員、それでいいのでしょうか。
玉 田 委 員	水を確保でき、耕作に支障がないよう対応されれば、いいと思います。
議 長	受付番号 10 番の案件について、転用理由が建築条件付き宅地分譲となっているが、建築条件付き宅地分譲について説明してほしい。
事 務 局	建築条件付き宅地分譲について説明。
議 長	他に何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員	【意見・質疑なし】
議 長	ご意見も無いようですので、お諮りいたします。
委 員	議案第 37 号、受付番号 2 番から 10 番について、許可相当して、市に進達することに、ご異議ございませんか。
議 長	【異議なしの声多数】
議 長	異議ないものと認め、議案第 37 号、受付番号 2 番から 10 番は、許可相当して、市に進達することに決した。
議 長	以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長	続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	それでは、報告及び連絡事項について、説明いたします。 1. 農地の適正管理の 7 月指導分について報告します。 別添資料 1 16 か所 2. 農地の形状変更（水田の畑地転換又は盛土・切土）の届出書の 7 月届出分です。 届出はありませんでした。 3. 農業用施設の届出書の 7 月届出分です。 届出はありませんでした。 4. 農地台帳非登載確認申請の 7 月申請分です。 別添資料 2 1 件 5. 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の 7 月受理件数です。 6 件の届出がありました。 田 8 筆 7,666.00 m² 畑 14 筆 3,189.83 m² 合計 22 筆 10,855.83 m² 6. 今後の日程について説明します。 次の現地確認は 8 月 28 日の金曜日を予定しています。 また、令和 8 年第 10 回農業委員会総会は、令和 8 年 9 月 3 日木曜日に午後 2 時から庁舎 5 階全員協議会室で開催を予定しています。 7. その他 ・担当地区の区割りについて 前任の地区割を継承、土田地区のみ変更 ・タブレット端末の借用申請書について ・配布冊子について
大 澤 委 員	親睦会の通帳を JA 今渡で作成した。 通帳印と保険代を支出した。
議 長	これをもちまして、令和 8 年第 9 回可児市農業委員会総会を閉会いたします。 委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦勞様でございました。